

# 総額裁量制について

## 《総額裁量制とは》

国が定めた基準に従い算定された教職員給与費の総額の範囲内で、各都道府県・指定都市が地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育が展開できるよう給与額や教職員配置について基本的に自由に決定することができる制度。

国はその総額の1/3を負担。

## 《総額裁量制の算定方法》

### 《前提》

- 都道府県・指定都市の教職員給与費の3分の1を国庫負担
- 義務標準法により必要な数の教職員を全国的に確保
- 人材確保法及び職務と責任の特殊性に基づく教員給与の確保

### 《算定方法》

$$\text{国庫負担額} = \text{都道府県・指定都市ごとの給与単価} \times \text{国庫負担定数} \times 1/3$$

## 給与単価

- 国立学校準拠制が廃止され、法律に義務付けられているもの以外は、各自治体が給料や諸手当の額を独自に設定することとされたが、引き続き人材確保法の趣旨を踏まえた給与費が支給されるよう、従来の国庫負担水準を保障する給与単価を都道府県・指定都市毎に設定。

$$\text{給与単価} = \frac{\text{省令で定める経験年数別給料月額} \times \text{当該年度5月1日に在職する経験年数別教職員数}}{\text{当該年度5月1日に在職する教職員数の総数}} \times 12\text{月}$$

によって算定された1人当たり年額として都道府県・指定都市毎に設定。

- 各都道府県・指定都市毎の給与単価は教職員の年齢構成の実態を反映。
- 経験年数別給与月額、平成15年当時の一般公務員に対する教員の給与の優位性を勘案した単価を設定。単価は大卒を基準としているが、短大卒は大卒よりも10号俸分低いことや、退職者は給料の8割が支給されていること等の実態も反映。したがって経験年数別給料月額は、各県・市が実際に支給する給料月額を示したのではなく国庫負担額を算定するために設定されたもの。

## 国庫負担定数

- 国庫負担定数 = 5月1日時点の標準法に基づき算定された教職員定数 + 充て指導主事定数 + 産休代替者数 + 育休代替者数 + 配偶者同行休業代替者数 - 育児休業者数 - 配偶者同行休業者数 + 有給休職者数  
によって算定された数を都道府県・指定都市毎に設定。

- ・充て指導主事定数は、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数。  
(充て指導主事は、地教行法第18条に基づき、教員の身分のまま教育委員会事務局において、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的な事項の指導に関する事務に従事する者。)
- ・産休代替者数、育休代替者数、配偶者同行休業代替者数、有給休職者数は5月1日時点の実数。
- ・育児休業者本人及び配偶者同行休業者本人には給与は支給されないため除かれている。